

事業者のみなさまへ

令和3年3月
四国地方整備局

入札及び契約に係る手続き（港湾空港関係を除く）における 押印等の見直しについて

この度、入札及び契約手続きに係る書類の提出において、オンライン（電子調達システム（政府電子調達：GEPS）、電子入札システム及び電子契約システム）による電子署名が困難な場合の押印等の見直しについて、下記のとおり運用を開始しますので、お知らせいたします。

対象は紙入札方式承諾願により承諾を行った場合のほか、前記システムに添付可能な容量の上限をやむを得ず超過する場合も含むものとします。

なお、システムの利用方法等についてはホームページ（「入札・契約情報」）及び個別案件の入札説明書等に詳細を記載しておりますので、システムの積極的な活用にご協力をお願いします。

（1）押印を省略できる書類

- ①見積書
- ②請書
- ③請求書
- ④その他入札及び契約に係る手続きにおいて事業者から提出いただく書類
例）競争参加資格確認申請書、技術提案書 等

（2）押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に『本件責任者及び担当者』の氏名及び連絡先を必ず記載してください。（連絡先は「代表番号+内線」あるいは「直通番号」）
※確認のため、記載連絡先にご連絡させていただく場合がございます。

【記載例】

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____
連絡先：_____
担当者（会社名・部署名・氏名）：_____
連絡先：_____

（3）電子メールの利用

押印を省略し、電子メールによる提出を希望される場合は、事前に入札説明書等記載の「担当部局」にお問い合わせください。

なお、入札書を電子メールで提出することは認めておりませんので、ご注意ください。